

2 愛農会議第号外
令和2年6月10日

各会員農業団体 御中

一般社団法人愛知県農業会議
事務局長 大木 純
(印 章 省 略)

普通会員の会員代表者、理事、常設審議委員の手続きについて（依頼）

平素、本会議の運営につきましては、格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度は、本会議の役員、常設審議委員の任期満了や会員農業団体の役員改選に伴い、本会議の会員代表者、理事、常設審議委員につき交代等の手続きが必要になる場合もあると考えれます。

つきましては、会員代表者、理事、常設審議委員の交代等に伴う手続き等につきまして下記のとおり整理しましたので、ご承知いただきますとともに、手続き等につきまして格別のご配意をお願いします。

なお、様式につきましては、本会議HP情報ボックスに様式をアップしていますので、ご活用ください。

記

- 1 普通会員の会員代表者、理事、常設審議委員の手続きについて
- 2 農業団体における手続き例
- 3 様式 1～5
- 4 一般社団法人愛知県農業会議定款・役員及び常設審議委員選任規程
(抜粋)

(連絡先 総務課 担当 鳥居 倉友 電話 052-962-2841)

普通会員の会員代表者、理事、常設審議委員の手続きについて(農業団体関係)

一般社団法人愛知県農業会議

1 普通会員の会員代表者

前任者	手続き	後任者	手続き
会員代表者でなくなれば資格喪失	手続きなし	新しい会員代表者を届け出る	会員代表者届出書を提出

2 理事

前任者	手続き	後任者	手続き
会員代表者でなくなれば辞任を届け出る。 (但し、後任者の選任まで権利義務は継続。)	理事辞任届を提出	総会の議決を得て就任	理事就任承諾書を提出

3 常設審議委員

前任者	手続き	後任者	手続き
会員代表者でなくなれば資格喪失(委員任期途中)	手続きなし	残任期間を後任者が引き継いで就任	常設審議委員就任承諾書を提出
会員代表者でなくなれば資格喪失(委員任期満了)		理事会の議決を得て就任	

農業団体における手続きの例

1 現会員代表者が6月29日の通常総会で理事に、同日の理事会で常設審議委員に選任された場合

区分	取り扱い	農業団体における手続き	備考
農業会議会員	手続きなし	手続きなし	
理事	総会決議で選任	理事就任承諾書を提出	理事は常設審議委員を兼ねる
常設審議委員	理事会決議で選任	常設審議委員就任承諾書を提出	

2 現会員代表者が6月30日以降に会員代表者でなくなった場合

区分	取り扱い	農業団体における手続き	備考
農業会議会員	会員代表者でなくなれば資格喪失	後任者の会員代表者届出書を提出	
理事	辞任を届け出る(後任者の選任まで権利義務を有する。次回の理事会に出席を依頼する。)	理事辞任届けを提出	後任者は次回の総会で選任
常設審議委員	会員代表者でなくなれば資格喪失	後任者の常設審議委員就任承諾書を提出	

会員代表者届出書

年 月 日

一般社団法人愛知県農業会議
会長 川上 万一郎 殿

団体名

代表者氏名

印

一般社団法人愛知県農業会議定款第8条第3項に基づき、会員代表者として下記のとおり届出します。

記

1 氏名

生年月日 年 月 日

2 現住所

3 現在の役職名（履歴書添付）

4 現役職の任期 年 月 日から
年 月 日まで

履歴書

ふりがな

1 氏名

2 生年月日 年 月 日

3 現住所 〒

(電話)

4 職歴

役職名	始期	終期
(例) ○○市産業振興部長	H23年4月	H26年3月
(例) ○○市長	H26年4月	現在に至る

5 兼職の有無 (該当欄に○印をつけてください。)

兼職なし	国會議員	県議員	市町村長	市町村会議員	農協理事	農協連合会理事	共済組合理事	その他

6 農業経営の状況 (該当欄に○印をつけてください。)

(1) 専兼別

専業	第1種兼業	第2種兼業	農業生産法人	非農家

(2) 経営農地規模別

なし	30ha未満	30ha~50ha	50ha~1ha	1ha~2ha	2ha~3ha	3ha~5ha	5ha~10ha	10ha以上

(理事用)

就 任 承 諾 書

一般社団法人愛知県農業会議

会長 川 上 万一郎 殿

私は、令和 年 月 日開催の一般社団法人愛知県農業会議 年度
総会において、一般社団法人愛知県農業会議の理事に選任された際には、そ
の就任を承諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名 (印)

※印は認印で可

様式 4 号

(理事用)

理 事 辞 任 届

一般社団法人愛知県農業会議

会長 川 上 万一郎 殿

私は、理事を辞任したいので、届け出ます。

年 月 日

印

(常設審議委員用)

常設審議委員就任承諾書

一般社団法人愛知県農業会議

会長 川上 万一郎 殿

私は、令和 年 月 日開催の一般社団法人愛知県農業会議 年度第
回理事会において、一般社団法人愛知県農業会議の常設審議委員に選任されま
したので、その就任を承諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(印)

※印は認印で可

一般社団法人愛知県農業会議定款（抜粋）

（この法人の構成員）

第6条 この法人は、この法人の目的及び業務に賛同又は賛助する個人または団体であって、次項の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

2 この法人に次の会員を置く。

（1）普通会員

（2）賛助会員

3 前項の会員のうち、普通会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）上の社員とする。

4 普通会員たる資格を有する者は、この法人の目的及び業務に賛同する個人であって次に掲げる者とする。

（1）愛知県内の市町村に置かれる農業委員会（市町村の区域内に2以上の農業委員会がある場合には、当該2以上の農業委員会が協議して1を限り定めた農業委員会）の会長又は当該農業委員会が指名した委員

（2）農業に関し学識経験を有する者で理事会が指名した者 15人以内

5 前項に掲げる個人のほか、この法人の目的及び業務に賛同する次に掲げる法人及び団体は普通会員たる資格を有する。

（1）愛知県内の市町村

（2）愛知県農業協同組合中央会

（3）愛知県農業共済組合

（4）愛知県の区域の全部又は一部をその区域とする農業協同組合及び農業協同組合連合会、愛知県の区域内に住所を有する全国段階の農業協同組合連合会の愛知県本部

（5）愛知県土地改良事業団体連合会、愛知県農業信用基金協会、愛知県農業振興基金

（6）その他愛知県の区域内に住所を有し、かつ、農業の改良発達を図ることを目的とする団体

（入会）

第8条 （略）

2 （略）

3 第6条第5項各号の法人及び団体会員にあっては、この法人に対して法人及び団体を代表して権利を行使する1名の者（以下「会員代表者」という。）

を定め、会長に提出するものとする。会員代表者を変更した場合、速やかにその旨を会長に届け出なければならない。

(役員の設置)

第24条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上16名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、2名を副会長とするほか、必要があるときは、1名を専務理事とすることができます。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、普通会員及び普通会員の会員代表者のうちから、総会の決議によって選任する。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

一般社団法人愛知県農業會議役員及び常設審議委員選任規程（抜粋）

(役員の選任方法)

第2条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事の人数は、次の各号ごとにその人数の範囲内とする。
 - (1) 定款第6条第4項第1号の会員のうち代表者 8名
 - (2) 定款第6条第5項第1号の会員が当該団体の代表者として本人の同意を得て市長会及び町村委会が推薦した者 2名
 - (3) 定款第6条第5項第2号から3号までの会員が当該団体の代表者として本人の同意を得て推薦した者 2名
 - (4) 定款第6条第5項第4号から6号までの会員が当該団体の代表者として本人の同意を得て推薦した者 3名

(5) その他、理事会が推薦する者 1名

(常設審議委員の選出方法)

第12条 常設審議委員は、理事のほか、本規程に基づき、会長が理事会の了承を得て選任した者とする。

2 会長が前項の選任を行うにあたっては、次の各号ごとにその人数の範囲内で候補者を互選することとする。

ただし、以下の定数は、理事を含めた人数とし、その者が理事候補者に互選されている場合は、その者の互選を省略するものとする。

(1) 定款第6条第4項第1号の会員が当該団体の代表者として本人の同意を得て推薦した者 14名以内

(2) 定款第6条第5項第1号の会員が当該団体の代表者として本人の同意を得て市長会及び町村委会が推薦した者 2名以内

(3) 定款第6条第5項第2号の会員が当該団体の代表者として本人の同意を得て推薦した者 1名以内

(4) 定款第6条第5項第3号の会員が当該団体の代表者として本人の同意を得て推薦した者 1名以内

(5) 定款第6条第5項第4号の会員が当該団体の代表者として本人の同意を得て推薦した者 4名以内

(6) 定款第6条第5項第5号の会員が当該団体の代表者として本人の同意を得て推薦した者 1名以内

(7) 定款第6条第5項第6号の会員が当該団体の代表者として本人の同意を得て推薦した者 2名以内

(8) その他、理事会が推薦する者 3名以内

3 常設審議委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(辞 任)

第27条 常設審議委員に就任した者が、任期中に辞任した場合は、所属の農業委員会及び団体等の後任者が残任期間を引き継ぐこととする